

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	市営住宅管理事業	会計名称	一般会計		担当課	都市整備課	
		予算科目	8 款 7 項 1 目	事業番号	3810	所属長名	小寺卓也
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)				担当責任者名	清家康仁	
法令根拠等	公営住宅法				実施期間	【開始】	令和/平成 17 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造 安らぎのある住環境づくり					【終了】	令和 年度(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし
総合計画における本事業の役割	「伊予市営住宅ストック総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、長期的な公営住宅の活用を目指す。				事業の対象	市民 (市営住宅入居者及び近隣住民等)	
事業の目的	公共の資産である公営住宅を良好な状態に保ち、入居者の安全及び利便性の向上に努め、団地内の居住環境の維持・保全を図る。				昨年度の課題	指定管理者制度を速やかに導入するため、先進事例や有効性・経済性を研究すること。また、長寿命化計画を踏まえて適切な維持管理に努めること。	
事業の内容 (整備内容)	市営住宅の一般修繕及び退去時の修繕等維持管理運営。				昨年度の課題に対する具体的な改善策	長寿命化計画に基づき、今後予定している市営住宅の建替えに併せ、指定管理者制度の導入を含めた、維持管理について調査、検討を行っていく。	

事業活動の内容・成果 (DO)

事業費及び財源内訳 (千円)							事業活動の実績 (活動指標)						
項目	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績	
直接事業費	33,430	42,049	△ 3,800	0	0	40,346	一般修繕件数	件	100	100	66	108	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	退去時修繕件数	件	20	20	9	15	
	県支出金	0	0	0	0	0							
	地方債	0	0	0	0	0							
	その他	33,430	42,049	△ 3,800	0	0							40,346
一般財源	0	0	0	0	0	0							
職員の人工(にんく)数	2.6	2.6				0	入居戸数	戸	493	493	486	484	
1人工当たりの人件費単価	7,841	7,794				7,794							
※ 直接事業費+人件費	53,817	62,313				40,346							
主な実施主体	直接実施		実施形態(補助金・指定管理料・委託料等の記載欄)				家賃収納率(現年)	%	97.15	98	47.37	97.83	
向こう5年間の直接事業費の推移(千円)					5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計			
					30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	150,000			
成果指標	指標	(要望件数÷予算措置対応件数)×100	単位	⇒	区分年度	前年度	4年度	5年度	目標 毎年度				
			%		目標	100	100						
	指標設定の考え方	成果指標を目標値に近づけることにより、公営住宅を良好な状態に保ち、入居者に提供する。	実績		100	100							
			指標で表せない効果										

事務事業評価 (CHECK)

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)		鳥ノ木団地について高層階(3・4階)の退去が多く、補欠入居者の多くが、高齢な方で、低層階(1・2階)の希望しているため、入居に至っていない。修繕については、資材の価格が高騰化し、費用が増加している。									
事業	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業成果・工夫した点 一般修繕について、建物の老朽化により増加傾向にあるが、負担区分に基づき、入居者負担分については、お願いしている。 滞納整理については、長期滞納者を出さないように継続的な電話催告等を行った。			
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	4						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	4						
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多である。	4						
	効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 施策推進につなげている。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4							
		コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	4							
		市民(受益者)負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4							
	の	一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D		A	事業の苦勞した点・課題 単身高齢者世帯の増加に伴い、孤独死等による退去手続き時に、関係者に連絡が取れないケースが増加している。また、ケースによっては、相続放棄等されることもあり、家財道具処分等について出来ていないこともあるため、同意書等を求めるなど、制度化していく必要がある。	
				社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	3					
				市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3					
有効性			事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3						
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多である。	3						
効率性		手段の最適性	5 4 3 2 1 施策推進につなげている。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3							
		コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3							
		市民(受益者)負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4							
評価		所属長の課題認識	事業の方向性		■ 事業継続と判断する。 <input type="checkbox"/> 事業縮小と判断する <input type="checkbox"/> 事業廃止と判断する (判断の理由) 市営住宅の適正な管理運営に必要な事業であるため、事業継続と判断する。						
			所属長の課題認識		公営住宅等長寿命化計画を見直し、耐用年数を超過した古い住宅の建替え・集約を検討する必要がある。						